

豊橋弓道協会 年会費(愛弓連会費を含む)

(会則第16条に基づく会費の内訳)

令和7年3月20日

	年会費内訳		特別徴収金③	年会費①+②+③
	豊橋会費①	県連会費②		
範士	6,000	7,000	1,000	14,000
教士	6,000	4,000	1,000	11,000
錬士	6,000	3,000	1,000	10,000
四・五段	6,000	2,000	1,000	9,000
三段以下	6,000	2,000	1,000	9,000
学生(大高中)	2,000	1,000	0	3,000
少年倶楽部 (準会員登録のみ)	0	0	0	0
豊橋弓道協会昇段金	級位(0円)、初段～三段(1,000円)、四段(1,500円) 五段(3,000円)、六段(5,000円)、七段(8,000円) 八段(10,000円)、錬士(6,000円)、教士(8,000円)			

※当年3月31日時点で80歳の会員は豊橋会費を免除します。

※学生会員(大学生、大学院生、短期大学生、専門学生、高校生、中学生)は
県連会費②を減額した1,000円(五段以下)としています。

また、全弓連分担金③は徴収しません。

本来は学生の県連会費は段位・称号に準じ、その金額に対し1000円を減額します。

※豊橋弓道協会以外で県連登録している場合は県連会費は必要ありません。ただし、審査
等の県連主催及び全弓連の行事参加申請は、ご自身の登録支部または協会へ申請して
いただくことになります。

新規入会に伴う入会金

豊橋弓道協会入会金	1,000	他県からの転入者も
愛弓連入会金	1,000	他県からの転入者も

※豊橋弓道協会以外で県連登録している場合は愛弓連入会金は必要ありません。